大阪市告示第1490号

次の施設について、大阪市立体育館条例(昭和31年大阪市条例第45号)第4条第2項の規定により読み替えられた同条例第3条第3項の規定に基づき、次のとおり供用時間の変更について承認したので、同条例第4条第2項の規定により読み替えられた同条例第3条第4項の規定に基づき告示する。

令和7年10月31日

大阪市長 横 山 英 幸

施設名	年月	日	供 用 時 間
施 設 名 大阪市立 浪速スポーツセンター 第1体育場	令和7年11月1日 同月3日 令和7年11月5日 同月9日 令和7年11月11日 同月16日	(土)から(月)まで(水)から(日)まで(火)から(日)まで	供用時間 午前9時から 翌日午前1時30分 まで
	令和7年11月26日 同月30日	(水) から(日) まで	

(経済戦略局スポーツ部スポーツ課)